

第26問

A市の議会の議員及び長の選挙権を有するBは、当該選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者として、A市の選挙管理委員会に対し、A市議会の解散を請求した（なお、A市の選挙権を有する者の総数は40万以下である）。これを受けて、A市の選挙管理委員会は、所定の手続を経たうえで、A市議会の解散の是非を選挙人の投票に付すこととした。解散の投票の結果が判明したときは、A市の選挙管理委員会は、当該結果を公表しなければならないとされているが、他にしなければならないことは何か。地方自治法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

